

社会保障制度のための第三の道¹

～活気あふれる幸せの実感を目指して～

京都産業大学 福井唯嗣研究会 社会保障分科会

中村太軌 朝倉駿太 岩橋美友 木元隆之
串真旭 波多野憲 松山拓也 森浩紀 谷内達郎

2014年11月

¹ 本稿は、2014年12月13日、12月14日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2014」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、福井唯嗣教授（京都産業大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

現在、日本にとって最も大きな課題の一つが少子高齢化問題である。総務省の推計によると、日本の高齢化率は 2013 年時点 25%から、2060 年までに 39.9%になると見込まれている。また、それと比較して、生産年齢人口（15～64 歳の人口）は、2013 年時点の 62.1%から減少を続け、2060 年には 50.9%になると予想されている。

この少子高齢化が大きな影響を与えるのは社会保障財政である。社会保障給付費は 1970 年の 3.5 兆円から 2010 年では 103 兆 4,879 億円まで膨らみ、過去最高の水準となっている。さらに 2025 年には 148.9 兆円になると予想される。GDP に占める割合も 4.6%から 21.6%となり、2025 年の対 GDP 比も 24.4%となる。このままでは財政を維持できなくなってしまう。

これからの日本に生きる限り、社会保障関連の現役期の負担増加と高齢期の社会保障給付抑制は避けられず、その未来は両者にとって決して明るいものではない。この状況を打開するために、本稿では、少子化、就業率、労働生産性という 3 つの視点から、少子高齢化がもたらす諸問題を解消する手立てについて検討を行った。

統計データと先行研究に基づく考察の結果、社会保障制度を支えるための第一の道である少子化の解消は、日本のような超少子化の国にとっては極めて困難であることが明らかになった。

また、就業者数の将来推計から、第二の道である就業率向上による働き手の負担軽減には、限界があり、就業者数の減少は避けられないことが示された。

そこで、本稿では第三の道として、労働生産性を向上させることに焦点をあて、労働生産性を向上させることにより社会保障費負担がどれだけ軽減されるかについてシミュレーションを行った。分析の結果、将来の保険料率と所得税率を減少させるためには、女性・高齢者を中心とした労働参加の進展と、年率 3%程度の労働生産性向上の両立が鍵となることが分かった。

さらに本稿では、現在政府が行っている「生産性向上設備投資促進税制」を廃止し、企業の労働生産性向上という成果に対して減税を行う仕組み（「生産性向上促進税制」）を導入することを提言している。設備投資というプロセスではなく、労働生産性向上という成果に報酬を与えることで企業努力が生まれ、日本社会が少子高齢化問題にも負けず、働き手も高齢者も共に活気あふれる幸せをより実感出来る日本社会が実現されるものと期待される。

（社会保障・少子高齢化・労働生産性）

目次

はじめに

第1章 第一の道~加速する少子高齢化~

- 第1節 少子高齢化問題の見通し
- 第2節 先行研究と本稿の位置付け

第2章 第二の道~伸び悩む就業者数~

- 第1節 就業率の見通し
- 第2節 落ち込む就業者数

第3章 2060年までの社会保障負担

- 第1節 分析の枠組み… (第1項) マクロ経済変数の推計
(第2項) 医療費用、介護費用の推計
(第3項) 保険料率の推計
(第4項) 所得税率の推計
- 第2節 分析結果

第4章 第三の道~幸せを実感できる社会へ~

- 第1節 既存の設備投資促進税制
- 第2節 新たな租税制度「労働生産性向上促進税制」

おわりに

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

現在、日本にとって最も大きな課題の一つが少子高齢化問題である。総務省の推計によると、日本の高齢化率は 2013 年時点 25%から、2060 年までに 39.9%になると見込まれている。また、それと比較して、生産年齢人口（15～64 歳の人口）は、2013 年時点の 62.1%から減少を続け、2060 年には 50.9%になると予想されている。

今後、少子化の急速な進展が現実のものとなると、経済を支える働き手が減少する一方で、社会保障制度による高齢者へのサポートにかかる費用はますます必要となる。つまり、現役世代がその時の高齢者を支えるという賦課方式の社会保障制度の下で、少子高齢化が進展して現役世代 1 人当たり的高齢者人口が増加していけば、これまでと同程度のサポートを維持する限り現役世代の税・保険料負担は徐々に重いものになっていく。

近年の社会保障制度改革は、高齢化の進展に備えて現金・現物給付を抑制する方向で進められている。これにより、将来の現役世代の負担増はある程度軽減されることになる。しかしながら、このことは、これから高齢期を迎える世代にとっては国によるサポートが弱まっていく中で老後を生きていかなければならないことを意味する。また、将来の現役世代ほど負担が増していくことには変わりはない。

これからの日本に生きる限り、社会保障関連の現役期の負担増加と高齢期の社会保障給付抑制は避けられず、その未来は両者にとって決して明るいものではない。この状況を打開する抜本的な解決策は果たしてあるだろうか。本稿では、少子化、就業率、労働生産性という 3 つの視点から、少子高齢化がもたらす諸問題を解消する手立てについて検討を行う。

本稿では、統計データおよび先行研究を基にして少子化解消の可能性、および就業率向上が社会保障財政にもたらす影響について検討を行う。また、統計データを基にした政策シミュレーションにより、労働生産性向上の重要性について検証することで、少子高齢化問題にも負けず、働き手も高齢者も共に活気あふれる幸せをより実感出来る日本社会の実現への道を探る。

本稿の構成として、第 1 章では、社会保障制度を支えるための第一の道として考えられる出生率を増加させることによる少子高齢化問題の克服について考察する。そのために、高齢化の見通しと原因について考える。また、佐藤（2008）の先行研究の紹介と本稿の位置づけについて述べる。第 2 章では、第二の道として就業率を上昇させることで、就業者一人当たりの社会保障費負担を軽減させることについて考察する。そのために、JILPT による様々なデータを用いながら説明する。第 3 章では、分析として、2060 年までの保険料率、保険料率+所得税率を様々な仮定のもとで推計する。また、保険料率が一定となるような労働生産性向上率について検討し、政策提言へつなげる。そして第 4 章では、政策提言とまとめとして、第三の道である労働生産性向上のための具体的施策について検討する。

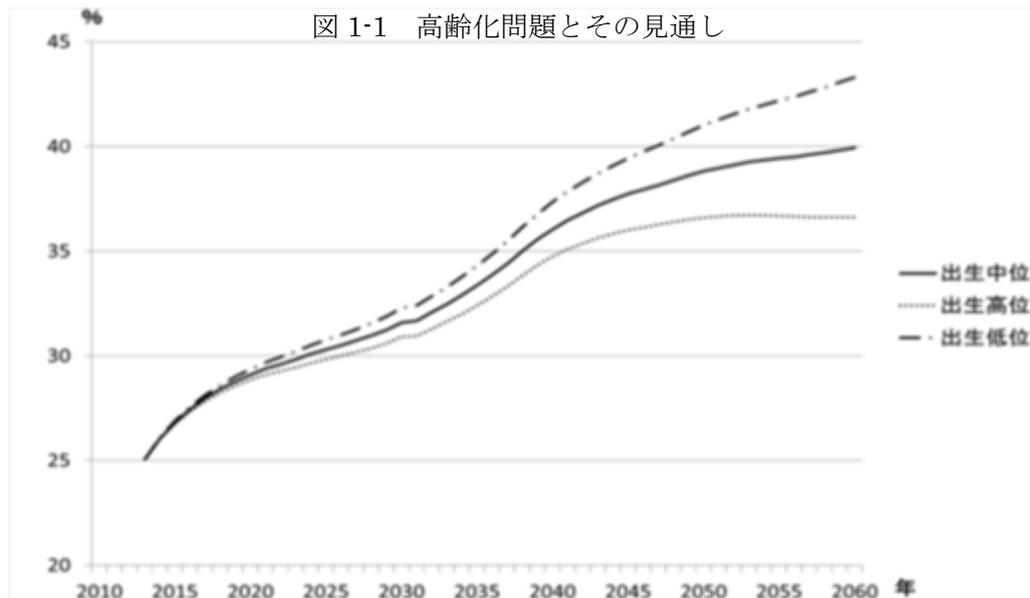
第1章 第一の道 ~加速する少子高齢化~

第1節 少子高齢化問題の見通し

まず、社会保障制度のための第一の道として挙げられるのは、出生数を増加させることによって少子高齢化問題を改善することである。この問題を改善することによって、国民一人当たりの社会保障費負担の削減を行い一人当たりの負担を減らすことを目的とする。

少子高齢化は、先進国共通の問題であり、年金、医療などの社会保障制度は大きな影響を受ける。現状としては、まず高齢化問題が考えられる。総務省の統計によると、平成 25 年 9 月時点での高齢者人口は 3186 万人であり、総人口に占める割合は 25%と過去最高となった。

図 1-1 は高齢化問題とその見通しを示しており国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による高齢化率は、2013 年 9 月時点の 25.0%から 2060 年に 39.9%に上昇すると考えられており、2010 年時点から推計してみると 2060 年になる頃には出生中位は約 1.6 倍までになると考えられる。少子化が加速するケースと少子化に歯止めがかかるケースを想定して考えてみると、2060 年には出生低位は 43.3%、出生高位は 36.6%と将来の合計特殊出生率により高齢化の進展見通しには幅が生じていることがわかる。このことから少子化問題が大いに高齢化率を左右していることがわかる。



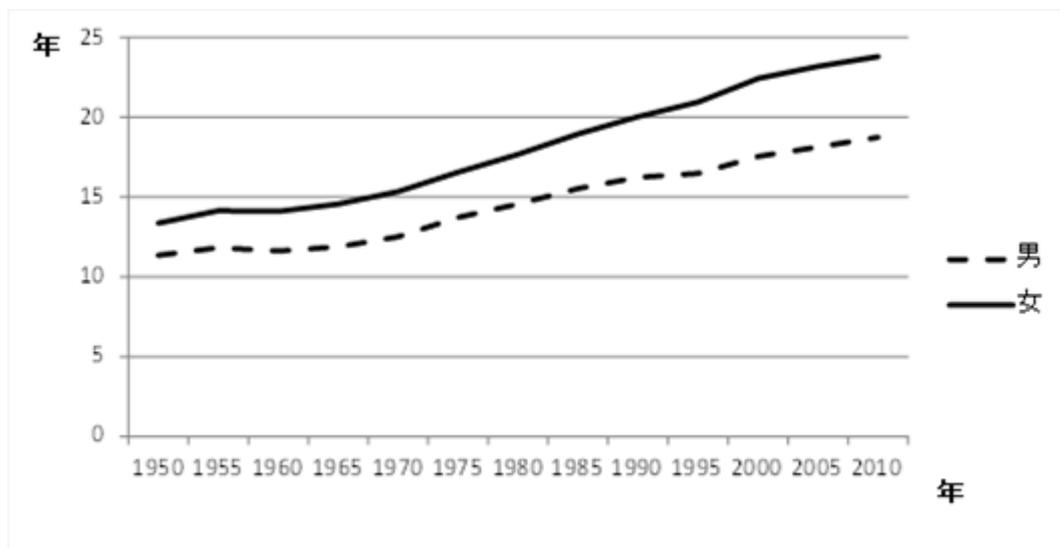
(データ出典：国立社会保障・人口問題研究所)

高齢化の要因は大きく分けて、「平均寿命の延伸による 65 歳以上の人口の増加」と「少子化の進行による若年人口の減少」の 2 つが挙げられる。

高齢化の要因の第一として、長寿化による 65 歳以上の人口の増加が挙げられる。図 1-2 は、厚生労働省「完全生命表」による、65 歳時点の平均余命を男女別に表したものである。

図 1-2 からわかるように、1950 年では、男性が 11.35 年、女性が 13.36 年であった平均余命は、2010 年には、男性 18.7 年、女性 23.8 年までいずれも伸びている。いずれの年も、男性より女性の方が、平均余命が長い特徴がみられるとともに、1950 年から 2010 年までの、のび幅は、男性が 7.39 年、女性が 10.44 年と女性のほうが大きく、もともと平均余命の長い女性がさらに長寿化していることが分かる。長寿化が進むことは、65 歳以上人口が増加して高齢化が進展する要因の一つと考えられる。

図 1-2 65 歳時点の平均余命の推移



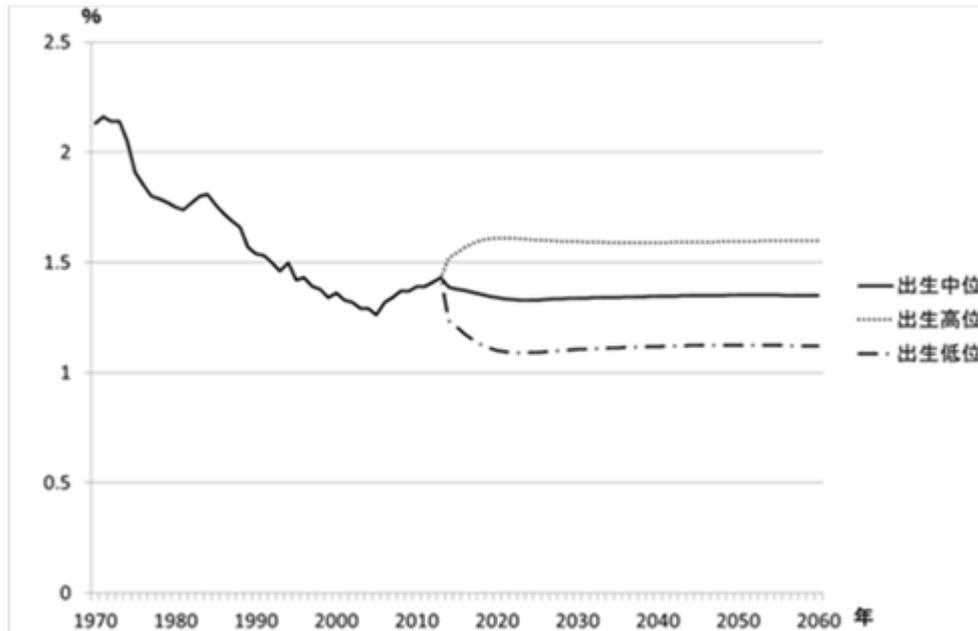
(データ出所)厚生労働省「完全生命表」より作成

また、高齢化要因の第二は、少子化の進行による若年人口の減少である。少子化を測る代表的指標は合計特殊出生率であり、その過去の推移と見通しを示したのが図 1-3 である。

1966 年の「ひのえうま」のような特殊な場合を除き、第 2 次ベビーブームが終わる 1970 年代半ばまでの約 20 年間、合計特殊出生率はほぼ横ばいで推移していたが、そのあとの約 30 年間は緩やかに低下を続けた。これは有配偶率の低下が出生率全体を押し下げており、70 年後半以後の出生率の低下は婚姻率の低下によるところが大きいとされる。80 年代になると有配偶出生率が上昇したことからの回復がみられるが、その後は増減を繰り返しながら緩やかに低下していく傾向にある。2004 年にはついに 1.29 まで落ち込み、過去最低記録を更新した。

将来の合計特殊出生率については、国立社会保障・人口問題研究所が過去の推移をもとに図に示したような見通しを立てている。高位と低位がみられるのは、未婚率の上昇と夫婦の完結出生児数の低下が主な原因である。これらから、高位の場合の合計特殊出生率は 1.541、低位は 1.079 に至り、どちらも以後は変わらないとされている。

図 1-3 合計特殊出生率の推移と見通し



(注) 総務省『国勢調査』，『人口推計』各年版、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月版)』より作成。

社人研の将来推計人口による出生中位の仮定では、まず一つ目として生涯未婚率は 1960 年出生コーホートの 9.4%から 1995 年出生コーホートの 20.1%まで上昇し、2010 年出生コーホートまでほぼ同水準で推移し、以降は変化がないとされている。また夫婦の完結出生児数は、晩婚・晩産の影響および、夫婦の出生行動の変化によって変動すると仮定されている。そして二つ目に、夫婦の出生行動の変化を示す係数（結婚出生力変動係数）は、妻が 1935～1954 年出生コーホートを基準（1.0）として以後低下し、1995 年出生コーホートの 0.920 に至り、2010 年出生コーホートまでほぼ同水準で推移し以後は変わらないとされている。夫婦の完結出生児数は 1958～62 年出生コーホートの 2.07 人から 1995 年出生コーホートの 1.74 人まで低下し、以後同水準で推移すると仮定されている。以上のことから、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、1960 年出生コーホートの実績値 1.808 から 1995 年出生コーホートの 1.301 まで低下し、2010 年出生コーホートまでほぼ同水準で推移し、以後は変わらないという。

同じく社人研の将来推計人口による出生高位の仮定の一つ目として、生涯未婚率は 1995 年出生コーホートの 14.7%を経て、2010 年出生コーホートで 14.3%に至り以後は変わらないとされている。そして二つ目に、夫婦の出生行動の変化を示す結婚出生力変動係数は、妻が 1935～1954 年出生コーホートを基準（1.0）として以後一旦低下するが、1995 年出生コーホートまでに再び 1.0 に回復するとされ、この係数と上記の初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は 1995 年出生コーホートの 1.91 人を経て、2010 年出生コーホートで 1.92 人に至り、以後は変わらないと仮定されている。以上の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、1960 年出生コーホートの実績値 1.808 から 1995 年出生コーホートの 1.531 を経て、2010 年出生コーホートの 1.541 に至り以後は変わらないという。

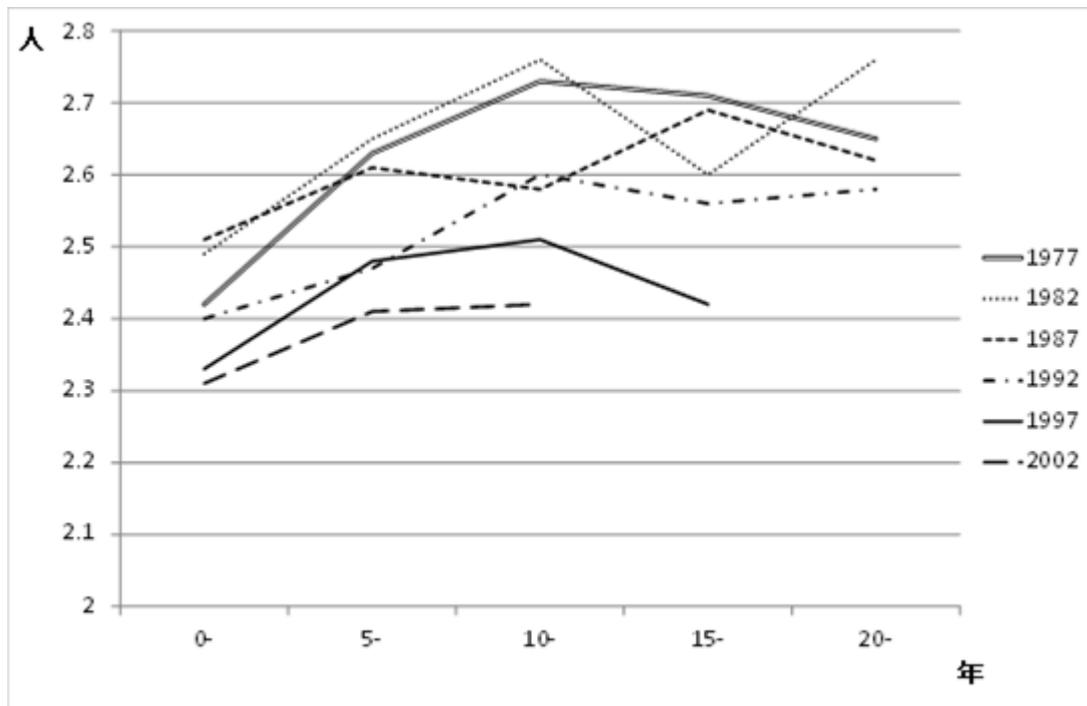
さらに社人研の将来推計人口による出生低位の仮定によると、生涯未婚率は 1995 年出生コーホートの 26.2%まで進み、2010 年出生コーホートで 26.6%に至り以後は変わらないとされている。また、夫婦の出生行動の変化を示す結婚出生力変動係数は、妻が 1935～

1954 年出生コーホートを基準（1.0）として以後低下し、1995 年出生コーホートの 0.842 を経て、2010 年出生コーホートで 0.845 に至り以後は変わらず、夫婦の完結出生児数は 1995 年出生コーホートの 1.57 人まで低下し、2010 年出生コーホートまで同水準で推移し以後は変わらないと仮定されている。以上から日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、1960 年出生コーホートの実績値 1.808 から 1995 年出生コーホートの 1.087 を経て、2010 年出生コーホートの 1.079 に至り以後は変わらないという。

このように、女性が一生涯に産む子どもの数が長らく減少傾向にあった背景にはどのような原因があったのか、夫婦が理想とする平均子ども数とその結果としての平均予定子ども数の推移をみることで考察してみる。

図 1-4 は、同じく『第 14 回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）』で報告されている結婚時期別の平均理想子ども数の推移である。図の各線は、凡例に示した各調査年の直前 5 年未満に結婚した夫婦が理想とする子ども数の結婚後の推移を示している²。

図 1-4 平均理想子ども数の推移



(データ出所) 国立社会保障・人口問題研究所

図 1-4 からわかるように、新しい世代の夫婦ほど、平均理想子ども数がおおむね低い傾向にある。特に、1992 年、1997 年、2002 年世代の比較的新しい世代において、その特徴が明らかである。また、おおむね実際の出産時期にあたる 10 年未満の理想子ども数を見ても、やはりこの特徴が明らかである。

第一の特徴として、結婚持続期間が増えるにつれて、平均理想子ども数がおおむね上昇傾向にあることがわかる。特に最も新しい世代である 2002 年世代の夫婦で最もこの特徴が顕著である。このことは、主に実際の出産時期にあたる結婚持続期間が短い間はあまり子どもを持ちたがらないが、結婚持続期間が増え、年齢が増えるにつれて、徐々に子どもを持つておけばよかったと思うことを意味している。

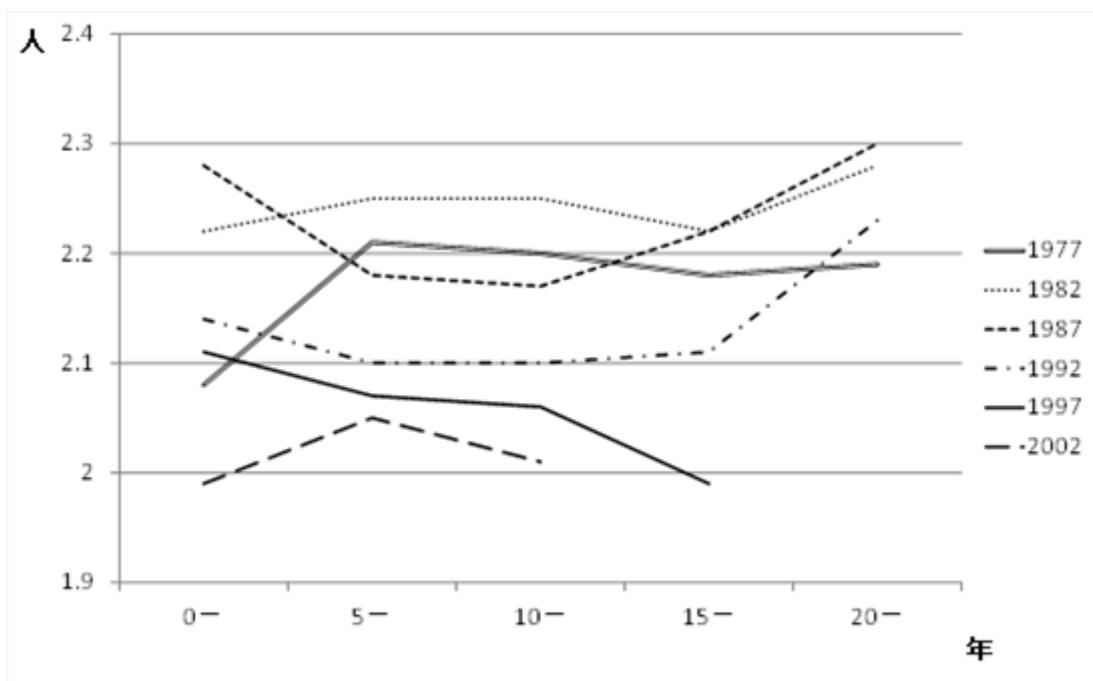
² 実際には調査は 3 年おきであるため、結婚持続期間 5 年ごとの集計値では正確に同じ夫婦を追跡できていないため、あくまで参考の値である。図 1-4 も同様である。

図 1-5 は、同じく『第 14 回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）』で報告されている結婚時期別、平均予定子ども数の推移である。図からわかるように、結婚世代が新しい夫婦ほど、平均予定子ども数はおおむね低い傾向にある。特に、1992 年、1997 年、2002 年の新しい世代で顕著である。

第二の特徴として主に 1997 年世代、2002 年世代など特に若い世代の夫婦で、結婚持続年数が増えるにつれて予定子ども数が減少している。1997 年世代に注目して見ると、結婚持続期間が 0 年から 20 年まで減少し続けている。また 2002 年世代に注目すると、結婚持続期間が 10 年までは上昇しているもののそれ以降は減少している。よって、これは新しい世代で子どもを持つ予定が減っていることを意味している。

このように平均理想子ども数、平均予定子ども数が近年減少している。よってあまり子どもを産まなくなっているという現実が読み取れる。

図 1-5 平均予定子ども数の推移



(データ出所) 国立社会保障・人口問題研究所

同調査では、理想の子ども数を持たない理由についても質問している。

表 1-1 で示した、2010 年調査の際に妻の年齢別でみた理想の子ども数を持たない理由のアンケート結果によると、予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」であった。30 歳未満の若い世代で、特にこうした経済的な理由を選ぶ割合が高い。また 30 歳以上の世代の理由として、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」「高年齢で生むのは嫌だから」などの年齢・身体的理由が多い。

また同調査の際の、今後子どもを生む予定がある夫婦を対象に妻の年齢別にみた予定子ども数を実現できない可能性のアンケートによると、妻の年齢が 30 歳未満の若い世代の夫婦で、「収入が不安定なこと」(43.6%)と、経済的理由によるものが一番多い。また妻の年齢が 35 歳以上の夫婦では、「年齢や健康上の理由で子どもができないこと」(65.3%)となっている。このような理由から、女性が子どもを産まなくなっているということがわかる。

表 1-1 理想の子ども数を持たない理由

年代	順位	理由	回答割合 (複数回答)
30歳未満	1	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	83.3%
	2	自分の仕事に差し支えるから	21.1%
	3	家が狭いから	18.9%
30～34歳	1	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	76.0%
	2	これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	21.0%
	3	家が狭いから	18.9%
35～39歳	1	子どもや教育にお金がかかりすぎるから	69.0%
	2	高年齢で生むのは嫌だから	27.2%
	3	これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	21.0%

データ出所) 国立社会保障・人口問題研究所

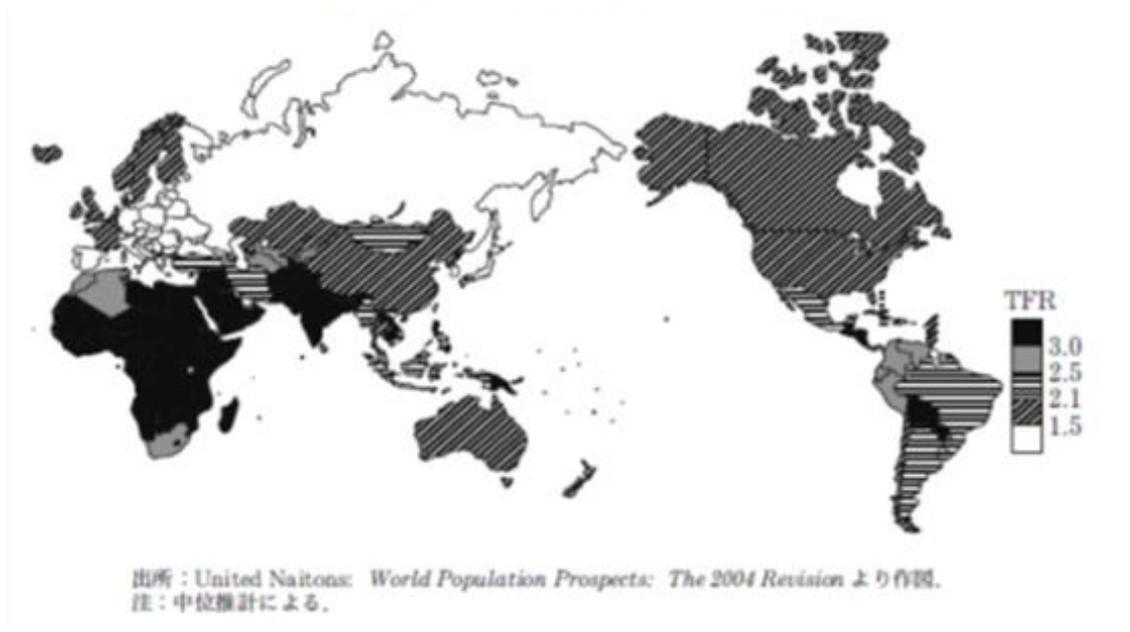
このように、「長寿化による 65 歳以上人口の増加」「少子化による若年人口の増加」から、高齢化が進み、高齢者 1 人を 9 人で支えていた「胴上げ型」社会が、現在は 3 人で支える「騎馬戦型」となり、将来 1 人で支える「肩車型」の社会になると考えられる。よって若者が高齢者を支える仕組みである社会保障制度は、今後ますます厳しくなっていくことがわかる。また、出生率は簡単には挙げることも出来ないということより、少子高齢化問題を解決することは難しいと考えられる。

第2節 先行研究と本稿の位置付け

そのことについて佐藤(2008)は、合計特殊出生率の国際比較と、人口学・経済学・社会学の分野における少子化に関する先行研究を整理することで、日本の少子化が置かれている問題について論じている。佐藤(2008)は、合計特殊出生率1.5という数字を境に先進国および韓国の中でフランス、オランダ、イギリスなど主に北欧・西欧諸国とアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアなど「新大陸」の先進国である「緩少子化国」とイタリア、スペイン、ドイツ、ロシアといった南欧から中東欧にかけての国々および旧ソ連の国々そして日本、韓国など東アジアの一部の国が含まれる「超少子化国」の国に分かれる傾向を示した。

更に各国の出生率の地理的特徴を概観する。国連の世界人口推計2004年版(中位推計)により世界各国を2000-05年の推定される合計特殊出生率水準によって区分すると図1-1から大変興味深いことがわかる。

図1-1 国別合計特殊出生率の水準（2000-05年）



佐藤(2008)によると、合計特殊出生率が1.5を下回る国がユーラシア大陸の東端から西端まで旧ソ連・中東欧・南欧を介して連続した一続きの帯「世界の超少子化ベルト地帯」をなしていることがわかる。このことから佐藤(2008)は、超少子化の要因として経済発展の水準の違いだけでは説明がつかず、文化的・歴史的背景を探ることの重要性を示唆するものだという。ではこのような違いをもたらす「文化的」要因とはどのようなことが想定されるのだろうか。佐藤(2008)「緩少子化国」と「超少子化国」の大きな違いは婚外出生割合の水準にあると考えており、一般に超少子化国では同棲や婚外出生が少なく、緩少子化国では同棲と婚外出生が多い傾向にあるとしている。

佐藤(2008)によると、緩少子化国では結婚という形をとるかどうかは別として、男女のパートナーシップは強固であり、婚率低下が同棲と婚外出生によって一定程度代償され、出生力低下は「緩少子化」の水準にとどまったといえる。それに比べ、超少子化国では、結婚以外の男女のパートナーシップが脆弱（いわば「カップル文化」が不在）であるがゆえに、結婚率低下がそのまま地滑りの出生率低下をもたらし「超少子化」に陥ったと解釈されている。この点で津谷(2004)は、北欧や北米およびイギリスやフランスの「個人主義の文化的伝統」と日本や南欧およびドイツ語圏の「強い家族主義の文化的伝統」を対比し、この違いによるジェンダー・システムの本質的な差異が1970年代以降「個人主義社会」で婚外出生率が急増した背景にあると考えている。さらに佐藤(2008)は、超少子化国では男性の平均家事時間の短さ、男女間の「親密さ」などの差異が検討されるべきではないかと考えており、最近の日本ではセックスレスが増えているという指摘にはこの議論にもつながる。その上で佐藤(2008)は、日本のような超少子化の国の根底には性・生殖に対するネガティブな態度、文化、社会制度が横たわっているのではないだろうかという疑問も検証されるべきであろうと考えている。

第2章 第二の道 ~伸び悩む就業状況~

第1節 就業率の見通し

前章で述べたように、第一の道としての出生数を増加させることによって少子化を改善することは、佐藤(2008)によって文化的・歴史的に見ると困難であることが分かった。こういった状況の中で現在も悪化し続けている国民一人当たりの社会保障費負担の軽減を、少子化の改善により出生数を増加させることでは実現できないということが分かる。

次に、第二の道としては、就業率を向上させることである。就業率を向上させ、就業者一人当たりの社会保障費負担の軽減を実現させることで活気あふれる幸せの実感を目指すものである。第一の道としての、人口という絶対数を増加させることで国民一人当たりの社会保障費負担の軽減を実現させるのではなく、現状の人口数の中での就業者の割合を増加させ、就業者一人当たりの社会保障費負担の軽減を実現するという意図である。総務省によると、日本国内で就業していない15歳以上人口は、2012年時点で4825万人にのぼる。それらの未就業者が就業することで就業率が上昇し、税・保険料を納めるようになり、就業者一人当たりの社会保障費負担の軽減を実現することができると考えられる。

そこでまず、日本国内の就業率を示す。15歳以上人口に占める就業者の割合である就業率については、5年に一度の『国勢調査』（総務省）および毎年の『労働力調査』（総務省）により定期的に調査公表されている。

図2-1 就業率の現状（2012年）

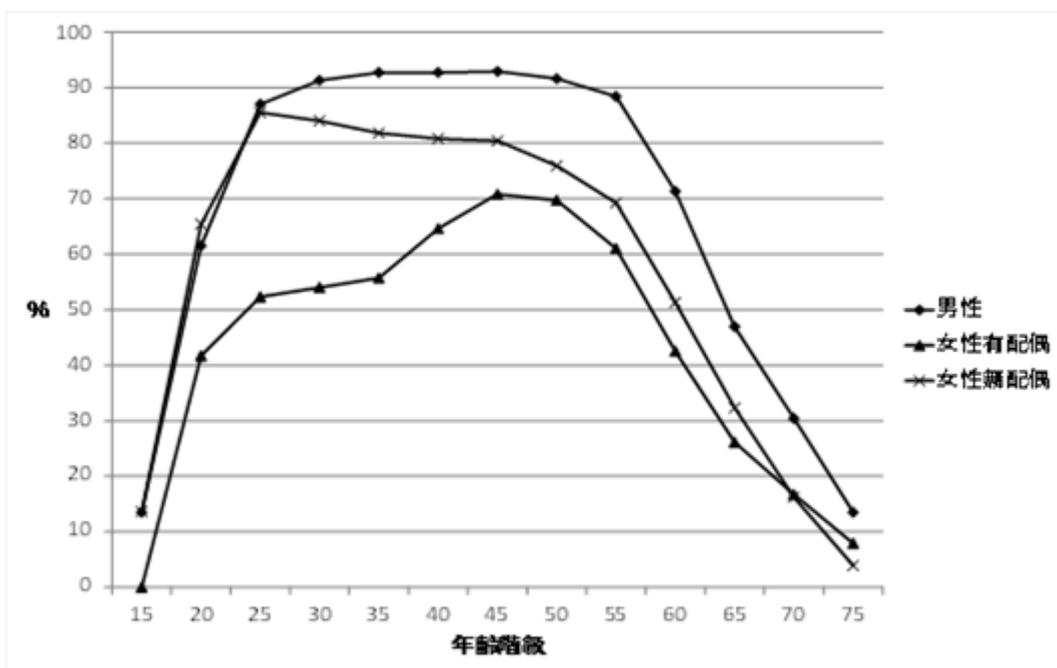


図 2-1 は『労働力調査』（総務省）をもとに JILPT（2014）が推計した 2012 年の男性、女性有配偶、女性無配偶の年齢階級別就業率である。図 2-1 からわかるように、配偶関係に関わらず女性は男性と比べると就業率は低い水準となっている³。さらに、女性有配偶は女性無配偶と比べても低い水準となっていることが分かる。とくに、80%以上の就業率となっている女性無配偶に比べて、女性有配偶の 20 代前半から 40 代前半にかけての就業率は 41.7%、52.3%、54.0%、55.7%、64.6%とさらに低い。この時期に結婚や出産・育児というライフイベントを経験する有配偶女性が多いため、このような結果になっていると推察される。そこで、20 代前半から 40 代前半にかけての女性や全項目の高齢者の就業が進むと就業率が向上するのではないかと思われる。

図 2-1 のデータの出所である JILPT(2014)による労働力需給シミュレーションは、将来の経済状況および雇用政策の進展度合いについて以下のような 3 通りの想定を置き、2030 年までの 5 年おきの労働力人口及び就業者数について 3 通りの見通しを推計している。以降もこのシナリオを用いていくとする。

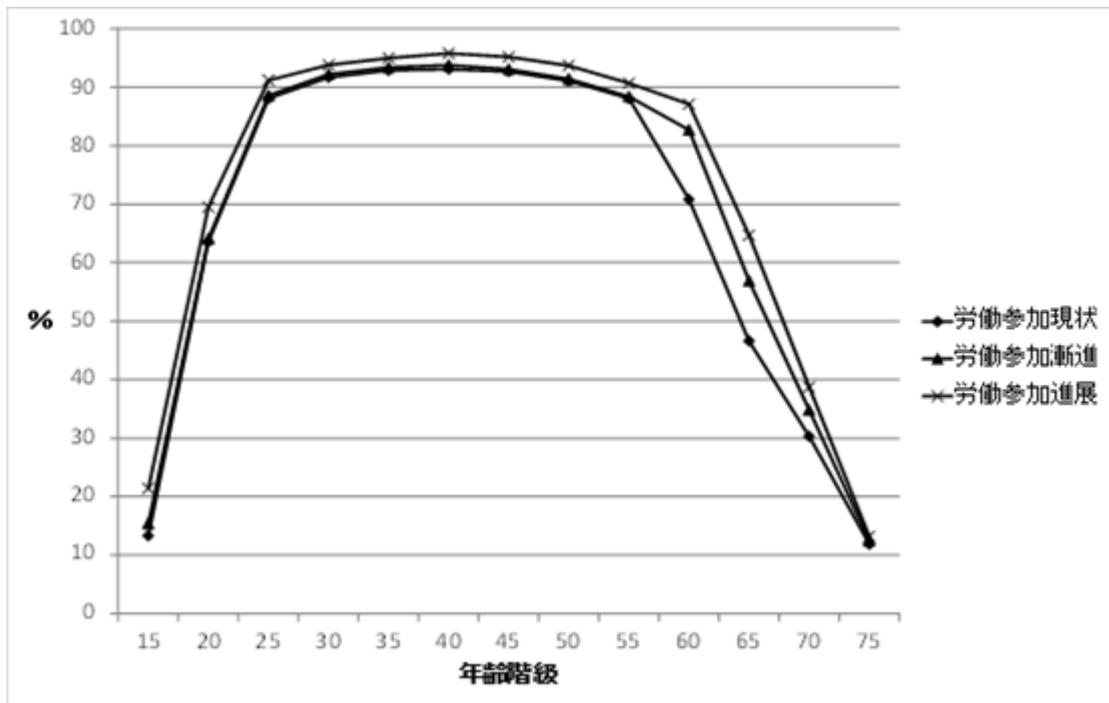
1 つ目のゼロ成長・労働参加現状シナリオ（以下労働参加シナリオ）は、ゼロ成長に近い経済成長を想定するとともに、性・年齢階級別の就業率が現在(2012 年)と同じ水準で推移すると仮定したシナリオである。

2 つ目の参考・労働参加漸進シナリオ（以下労働参加漸進シナリオ）は、政府が各種の経済・雇用政策をある程度講ずることにより、年率で実質 1%程度の経済成長の達成と若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むと想定したシナリオである。

3 つ目の経済再生・労働参加進展シナリオ（以下労働参加進展シナリオ）は、政府が各種の経済・雇用政策を適切に講ずることにより、年率で実質 2%程度の経済成長の達成と若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が円滑に進むと想定したシナリオである。

これら 3 つのシナリオのもとで JILPT（2014）が推計した将来の年齢階級別就業率のうち、図 2-2 は 2030 年時点の男性の年齢階級別就業率を示している。

図 2-2 男性の年齢階級別就業率（2030 年）

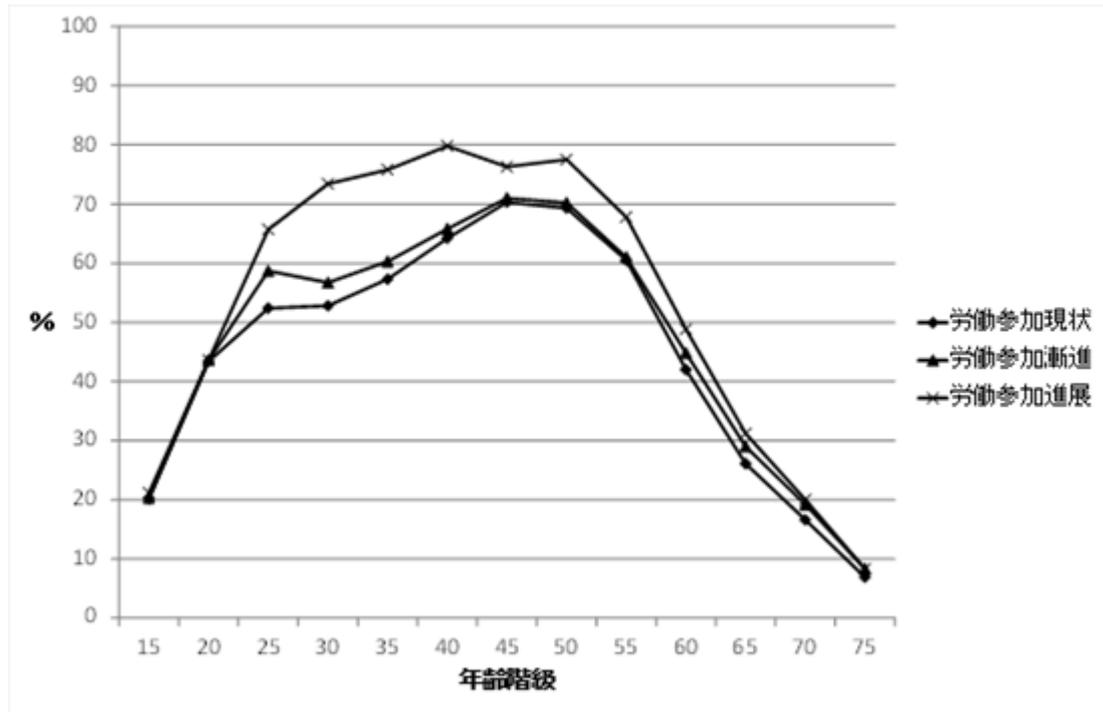


³ 20 代前半から 60 代前半までの就業率の平均値を算出してみると、男性が 85.5%なのに対して、女性有配偶は 56.9%、女性無配偶は 74.9%となっている。

図から見る事ができるように男性の場合は、そもそも就業率が高い水準となっている。20代後半から50代後半までは労働参加現状シナリオでさえ就業率が9割を上回っており、これ以上は就業率の向上は限界があるのではないかと思われる。しかし改善の余地があるとすれば、極端に就業率が低下している高齢者と考えることができる。

男性の場合と同様に、次は、3つのシナリオのもとでJILPT（2014）が推計した将来の年齢階級別就業率のうち、図2-3は2030年時点での女性有配偶の年齢階級別就業率を示している。

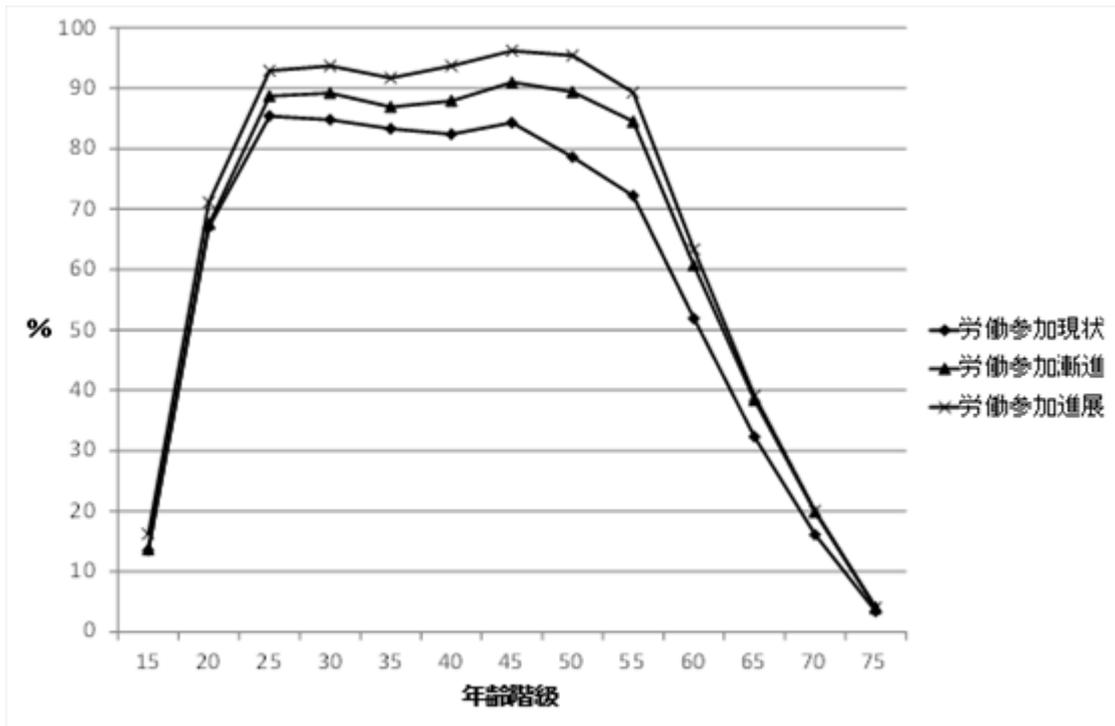
図2-3 女性有配偶の年齢階級別就業率（2030年）



女性有配偶ではそもそも全体的に就業率が低い水準にあることがわかる。図2-2で示されている男性の就業率と比べると、10代後半以降はどの年代・どのシナリオでも圧倒的に低い就業率の水準であることが明らかである。そこで女性無配偶については、就業率の改善・向上の余地がありそうである。

上記同様に、次は、3つのシナリオのもとでJILPT（2014）が推計した将来の年齢階級別就業率のうち、図2-4は2030年時点での女性無配偶の年齢階級別就業率を示している。

図 2-4 女性無配偶の年齢階級別就業率 (2030 年)



女性無配偶の場合、どの年代・どのシナリオでも女性有配偶と比べて就業率が高い水準であることがわかる。また男性の就業率と比較すると、労働参加現状・漸進シナリオでは少し低い水準とはなっているが、女性有配偶ほど就業率の水準に差は見られないといえるであろう。

以上のことから、就業者一人当たりの社会保障費負担の軽減を実現するためには、主に二つの要因が必要だと考えられる。一つ目は、女性の就業率を上昇させることである。特に女性の中でも配偶者がいる女性の就業率を上昇させることが重要となる。二つ目には、性別を問わない高齢者の就業率を上昇させることである。この二つの要因を達成することで、就業者一人当たりの社会保障費負担の軽減を実現すると、これらを見るだけではそう考えられる。

第2節 落ち込む就業者数

次に 2060 年までの日本の就業者数の推移を見てみる。図 2-1 は『日本の将来推計人口 (2012)』（国立社会保障・人口問題研究所）に基づいた人口に、5年に一度の『国勢調査』（総務省）および毎年の『労働力調査』（総務省）により定期的に調査公表されている就業率を掛け合わせて算出したものである。ただし、2030 年以降についての就業率は調査公表されておらず、2030 年時から改善・悪化せず一定であると仮定して論を進めていくとする。

図 2-1 将来の日本の就業者数の推移

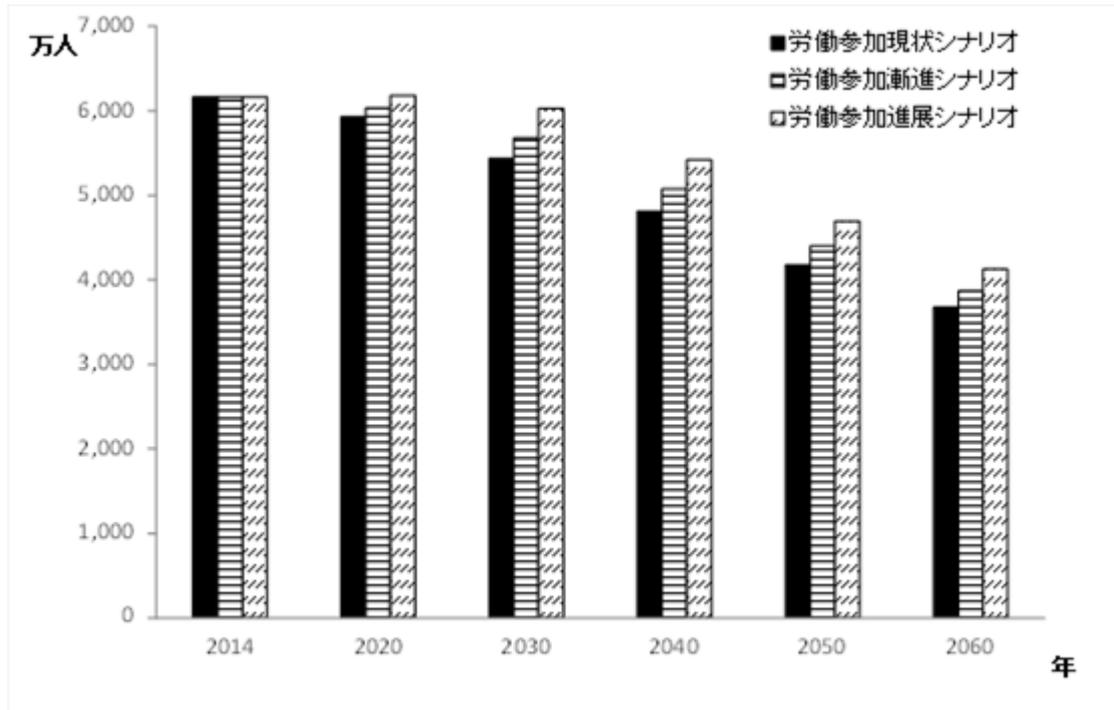


図 2-1 「将来の日本の就業者数の推移」が示しているように、将来的にどのシナリオでも就業者数が減少している。労働参加現状シナリオについてみると、2060年には2014年の約6割にまで減少してしまうことがわかる。このことから現在も増加し続けている国民一人当たりの社会保障費負担に、耐えることができなくなることが予想される。

こういった状況に置かれた中で、先ほどあげた国民一人当たりの社会保障費負担の軽減を実現するための2つの要因が、達成されることは困難だと考える。それは2つの要因に共通することだが、就業率の向上には限界があるからだ。また就業率の向上が実現されたとしても依然問題が存在する。図 2-1 が示しているように、将来は就業者数が確実に減少し、その中で就業率が向上しても、国民一人当たりの社会保障費負担の軽減を実現するような状況にはならないからである。

以上のことから、就業率を上昇させることで就業者一人当たりの社会保障費負担の軽減を実現させることは困難であり、第二の道も閉ざされることとなる。

そこで最後の砦としての第三の道としては、労働生産性を向上させることである。将来の労働所得に占める保険料と所得税の割合が上昇しないような労働生産性上昇率を実現させることで活気あふれる幸せの実感を目指すものである。第二の道である就業率の向上には限界があるのに対し、第三の道である労働生産性の向上には限界がなく、実現の余地があると思われる。

第3章 2060年までの社会保障

第1節 分析の枠組み

第1項 マクロ経済変数の推計

本節では、本稿で行う社会保障負担の将来推計方法について述べる。

まず、将来の GDP や労働所得などマクロ経済変数の推計方法は次のとおりである。第2章でも用いた将来の就業者数とともに、内閣府『国民経済計算（2012年度確報）』から得られる最新の経済変数を初期値として用い、以降 2060 年まで簡潔なマクロ経済モデルを基に推計を行っている。

マクロ生産関数は、1次同次コブ=ダグラス型

$$Y_t = A(e_t L_t)^\alpha K_t^{1-\alpha}$$

と想定した。 Y_t は実質 GDP、 L_t は就業者数、 K_t は t 期初（ $t-1$ 期末）の実質生産資産、 e_t は労働効率、 α は労働分配率である。将来の労働分配率は 55.5%（1994～2012 年の平均）とした。実質 GDP が定まれば、労働分配率によってその年の労働所得（ αY_t ）が定まる。

期末の生産資産残高を決める生産資産形成については、対 GDP 比が将来にわたり 26.4%（1995～2012 年平均）で一定と想定した。さらに、固定資本減耗率（固定資本減耗／前期末の生産資産残高）が将来にわたり 7.0%（1995～2012 年平均）で一定とした。したがって、各期末（次の期の期初）の生産資産残高は

$$K_{t+1} = 0.264Y_t + (1 - 0.07)K_t$$

のように決定される。

各期の労働効率 e_t はシミュレーションにおける政策パラメータであり、その値をさまざまに設定することで、将来の社会保障負担の動向について推計を行う。

第2項 医療費用、介護費用の推計

この項では、2011 年度から 2060 年度までの医療費、給付費、保険料負担、それぞれの対 GDP 比の推計方法について説明する。

まず、2060 年度の 0 歳から 105 歳までの年齢別 1 人当たり医療費は、「医療保険に関する基礎資料」の年齢階級別 1 人当たり医療費をもとにしている。それを 2011 年度から 2060 年度まで推計するため、各年度の医療費の伸び率を乗ずることで推計した。伸び率の設定は、「社会保障改革に関する集中検討会議」で示された「医療・介護に係る長期推計」の人口・経済前提などを参考とした。具体的には、医療費単価は 2011 年度の単価を 1 として、2025 年度までは「医療・介護に係る長期推計」の単価の伸び率：ケース①の想定をそのまま用いた。2026 年度以降は 2025 年度の値を一定とした。

次に、この計算した 2011 年度から 2060 年の年齢別の 1 人当たりの医療費に年齢別の推計人口（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」）を乗ずることで年齢別医療費総額を推計した。

さらに、年齢別医療費総額に年齢別給付率を乗ずることで年齢別給付費を推計している。年齢別給付率は「医療保険に関する基礎資料」の 2011 年度における年齢別 1 人当たり給付費を年齢別 1 人当たり医療費で除することで計算した。

次に 2011 年度から 2060 年度までの介護費用、介護給付費、保険料負担の推計方法について述べる。

本稿では、2011 年度から 2060 年度までの介護費用、介護給付費、保険料負担の推計方法について述べる。

推計の出発点となるのは 2011 年度における要介護度別×年齢階級別の受給者 1 人当たり介護費用である。

まず、「平成 23 年度介護給付費実態調査」（厚生労働省）で公表されている、要支援 1・2 および要介護 1～5 のそれぞれについての年齢階級別受給者 1 人当たり介護費用(月額)を年度平均した。介護給付費は「平成 23 年度 介護保険事業状況報告(全国計)」（厚生労働省）の給付費の合計を費用額の合計で除したものを給付費割合として、それに年齢別介護費用を乗じて計算した。次に、1 人当たり費用の将来の伸びを設定するため、「医療・介護に係る長期推計」の前提を参考にした。具体的には、将来の介護費用単価は 2011 年度を 1 として、2025 年度までは「医療・介護に係る長期推計」の単価の伸び率：ケース①の想定をそのまま用いた。2026 年度以降は 2025 年度の値を一定とした。

一方で、「平成 23 年度介護給付費実態調査報告」（厚生労働省）から 2011 年度における将来の要介護度別×年齢階級別の受給者数(月別)を年間累計し、『平成 23 年国勢調査』の年齢階級別人口で除して、要介護×年齢階級別年間累計受給者数割合を計算した。将来においてもこの受給者割合が変わらないとして、2060 年までの年齢別将来推計人口を乗じて将来の要介護度別×年齢階級別受給者数を求めた。さらにこれを上で求めた将来の要介護度別×年齢階級別受給者 1 人当たり介護費用に乗じて 2060 年度までの各年度の介護費用を推計した。

介護給付費は「平成 23 年度 介護保険事業状況報告(全国計)」（厚生労働省）の給付費の合計を費用額の合計で除したものを給付費割合として、それに年齢別介護費用を乗じて計算した。

第 3 項 保険料率の推計

この項では分析に必要である国民年金の保険料、厚生年金の保険料率、基礎年金の国庫負担の推計方法について説明する。

まず、国民年金保険料の推計方法について述べる。平成 16 年の年金制度改正により保険料水準固定方式が導入された。これにより、国民年金保険料(月額)は平成 16 年度価格で毎年 280 円ずつ引き上げられ、2017 年度以降は 16,900 円(平成 16 年度価格)で一定となる。これを踏まえ、2017 年度までは 280 円を当該年度価格に直した分だけ保険料が引き上げられるとし、2018 年度以降は、就業者 1 人当たり労働所得の伸びに応じて保険料が引き上げられると想定した。これに現状の保険料納付率(60%)をかけた分が実際に負担されるとして、これに将来の第 1 号被保険者数をかけたものを将来の国民年金保険料総額とした。将来の第 1 号被保険者数は「平成 26 年財政検証」バックデータの被保険者数推計(出生中位・死亡中位・労働参加進むケース)の年齢別第 1 号被保険者数から得た。

次に厚生年金保険料の推計方法について述べる。平成 16 年改正により、厚生年金保険料率は 2017 年度まで毎年 0.354%ずつ引き上げられ、その後一定とされる予定である。これを踏まえ、2012 年の 16.766%を始点とし、以降 2017 年までは前年の保険料率が 0.354%ずつ上昇し、2017 年度以降は 18.3%で固定されると想定した。

厚生年金保険料の賦課ベースである第 2 号被保険者の総報酬は次のように推計した。『平成 25 年賃金構造基本統計調査』の性別年齢階級別の所定内給与+年間賞与他を初期

値として、後述するマクロ経済の将来推計から得られる就業者1人当たり労働所得（実質）の累積伸び率をかけたものが将来の性別年齢階級別の総報酬と想定し、これに、「平成26年財政検証」バックデータの被保険者数推計（出生中位・死亡中位・労働参加進むケース）の性別年齢別第2号被保険者数をかけたものを合計し、各年の総報酬総額とした。（ここでは用いないが第1号被保険者の総報酬も同じように算出するものとする）これに各年の保険料率をかけたものを厚生年金（2015年度以降は旧共済年金も含む）の保険料総額とした。

これら国民年金保険額と厚生年金保険額を足すことで年金保険料総額を計算した。次に基礎年金の国庫負担の推計方法について述べる。基礎年金の国庫負担に関しても2004年の年金改革で現役世代の保険料負担が重くならないことを考慮に入れつつ年金給付水準を保つため、それまで3分の1だった国庫負担を2分の1に引き上げていくよう定めた。それにより、2009年からは基礎年金給付費の国庫負担割合は2分の1となっている。この点をふまえて基礎年金国庫負担の算出方法を説明する。

将来にわたる基礎年金の年齢別1人当たり受給額は、厚生労働省『平成24年度厚生年金保険・国民年金事業年報』の年齢別老齢年金平均年金月額を初期値として、「平成26年財政検証」バックデータにある将来の年齢別所得代替率（経済前提ケースE）とを組み合わせることで推定した。これに毎年の受給者数をかけたものが基礎年金給付費となる。

基礎年金は65歳以上のすべてが生涯にわたり受給すると単純な想定をおき、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成24年1月推計）』の年齢別人口（出生中位・死亡中位）に、年齢別の1人当たり基礎年金受給額をかけて各年齢の受給額を求め、最後にこれらを合計したものを各年の基礎年金給付費とし、その2分の1を国庫負担分として算出した。

第4項 所得税率の推計

この項では社会保障給付費のうち、公費負担で賄われる部分についての推計を行う。公費負担は、所得税、消費税、その他の財源によって賄われるとして、所得税と消費税で賄われる部分について考えるために、将来の所得税収及び消費税収を以下の方法により推計した。

はじめに所得税の推計の算出方法を述べる。内閣府『国民経済計算（2012年度確報）』の2012年時点での所得に課される税（名目）を名目労働所得で割った値が将来も一定であるとして、将来の年金保険料を推計するためにすでに求めた第1号被保険者と第2号被保険者の総報酬の合計をかけて計算した。

次に消費税の算出方法を述べる。総務省『平成22年国勢調査』から年齢別の世帯主割合を求め、これが将来も一定であると仮定して、年齢別将来推計人口とのから将来の年齢別世帯主数を推計した。推計した年齢別世帯主数に、総務省『平成24年家計調査』の世帯主年齢階級別1世帯当たり1か月間の消費支出の12倍をかけたものを合計し、調整前の消費支出総額とした。内閣府『国民経済計算（2012年度確報）』の国内家計最終消費支出から持ち家の帰属家賃を除いた分は、調整前の消費支出総額の約1.5となった。そこで、先に求めた年齢階級別1世帯当たり消費支出をすべて1.5倍し、これに将来の世帯主数をかけたものを調整後の消費支出総額とした。こうして求めた消費支出総額に、将来の消費税率をかけたものが、将来の消費税収となる。消費税率は2014年4月1日に5%から8%に引き上げられ、さらに2015年10月1日には10%まで引き上げられることになっている。そのため2013年までを消費支出総額×0.05、2014年を消費支出総額×0.08、2015年を消費支出総額×(0.08/2+0.1/2)、2016年以降を消費支出総額×0.1で求めた。

社会保障給付費のうち、公費負担で賄われるのは、基礎年金国庫負担と医療・介護給付費の一部、および、社会保障給付費のうち、医療・介護・年金給付費以外の部分であった。このうち、医療・年金・介護給付費を除いた社会保障給付費（以下、「その他給付費」）の算出方法を述べる。国立社会保障・人口問題研究所「平成23年度社会保障費用

統計」から得られる 2011 年度のその他給付費 16.8 兆円を同年の名目 GDP で除してその他国庫給付費の対 GDP 比を求めた後、それが将来も一定であると仮定して、実質 GDP をかけることで将来のその他給付費とした。

以上の準備の上で、上記の 3 つの要素から社会保障給付費公費負担総額に充てられている所得税の額を以下のようにして求めた。

まず所得税から国・地方の歳出総額を除いて国・地方の歳出総額に対する所得税の割合(所得課税負担分)を算出した。消費税も同じように計算し国・地方の歳出総額に対する消費税の割合(消費課税負担分)を算出した。また $1 - (\text{所得課税負担分} + \text{消費課税負担分})$ をその他の課税負担分とし、それを社会保障給付費公費負担総額(基礎年金+医療保険+介護保険+その他国庫給付費)とかけることによってその他の課税負担分の社会保障費公費負担総額にしめる額

を求めることができる。

そして所得税/(所得税+消費税)で所得税と消費税の合計に対する所得税の割合を求めその割合にその他の課税負担分の社会保障費公費負担総額にしめる額をかけることで社会保障給付費公費負担総額に充てられている所得税の額を求めた

以上で求めた社会保障給付費公費負担に充てられている所得税の額を労働所得で除することで所得税率を算出した。

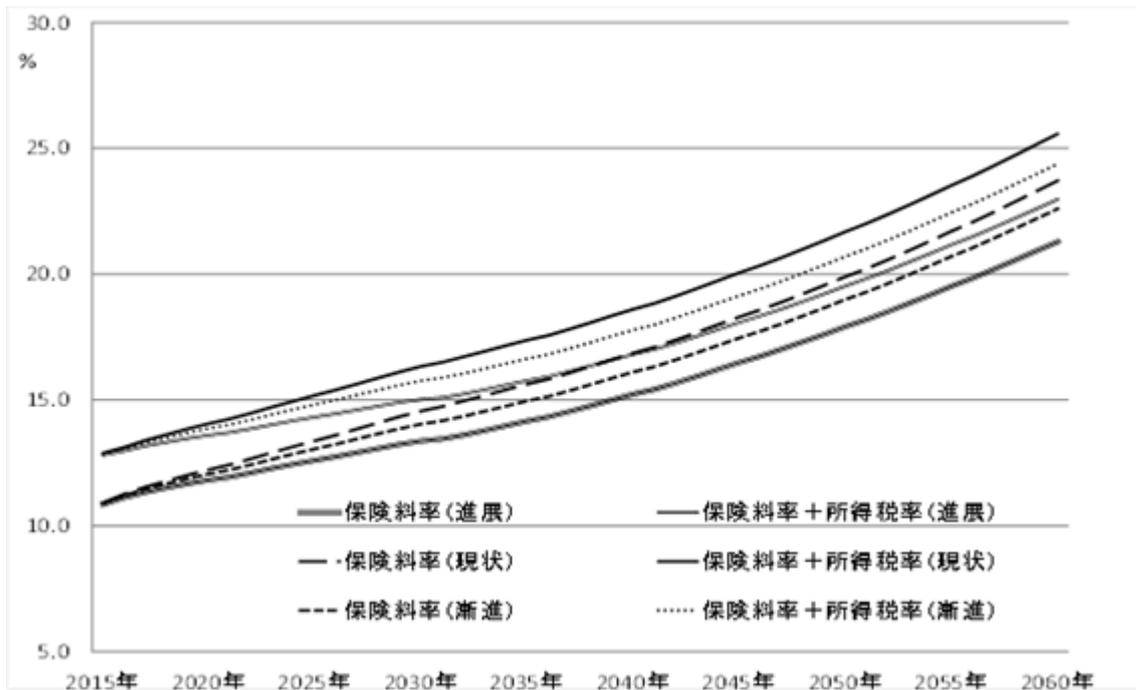
以降 2060 年までの社会保障保険料率と所得税率の合計を国民の負担する税として様々なパターンを想定した。

第2節 分析結果

前節で述べた手法による分析結果は以下のとおりである。

図 3-1 は、就業率が上昇したと仮定したときの保険料率、保険料・所得税率の推移を表したものである。労働参加は、現状、漸進、進展の 3 つのシナリオを仮定している。図からわかるように、保険料率、保険料+所得税率ともに、労働参加が、現状から、漸進、進展と進むにつれて、負担率が減少していることがわかる。しかしながら、労働参加が進展しても、保険料率、保険料+所得税率ともに今後もますます上昇していくことがわかる。保険料率で見ると、2015 年時点で 10.9%だった保険料率が、労働参加が現状のままと仮定すると、2060 年には、23.7%に上昇する。同じく労働参加が漸進に進むと 2060 年には、22.6%になる。同じく進展に進むと仮定すると、2015 年時点 10.8%から、2060 年には 21.3%になる。また、保険料+所得税率で見ると、2015 年時点で 12.9%だった保険料+所得税率が、労働参加が現状のままと仮定すると 25.6%に上昇する。同じく労働参加が漸進に進むと 2015 年時点 12.8%から 2060 年 24.4%に上昇し、労働参加が進展に進むと 23.0%となる。このような結果から、保険料の負担率を下げるまたは現状維持するには、労働参加を進展させるだけでは不可能であることがわかる。

図 3-1 保険料率、保険料率+所得税率の推移

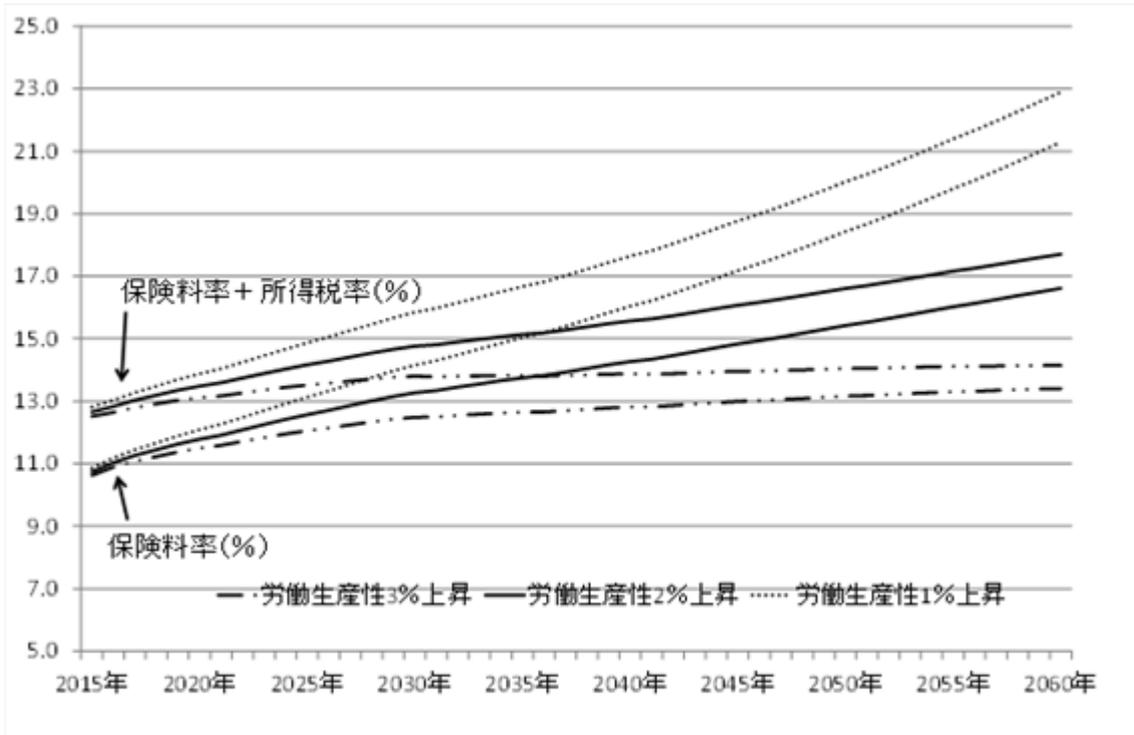


次に、労働参加が現状の状況でみた労働生産性の上昇を仮定したもので考える。図 3-2 の保険料率をみると、2015 年時点で 10.9%である保険料率が、1%の労働生産性の上昇が仮定されても 2060 年には 21.3%と上昇傾向がみられる。また、2%の上昇を仮定しても同じく上昇の傾向がみてとれる。さらに、3%の上昇仮定でも 2015 年時点では 10.6%であった保険料率が 2060 年には 13.4%と同じく上昇傾向であることがわかる。

同じように、保険料率+所得税率をみても。2015 年時点で 12.8%である保険料率+所得税率が 1%の労働生産性の上昇を仮定すると 2060 年には 22.9%に上昇している。さらに、2%の上昇仮定では 12.7%であるのが 17.7%へとこれもまた上昇傾向である。そして、労働生産性が 3%上昇したと仮定すると、2015 年時点で 12.5%である保険料率+所得税率が 2060 年には 14.1%へと上昇傾向であるが上昇率が 2%未満にまで縮小していることがよみとれる。

以上のように、労働生産性が 1~3%上昇したと仮定しても保険料率や、保険料率+所得税率に減少傾向はみられない。現在政府も 2.5%の労働生産性の向上に取り組んでいるが、保険料を減らす、もしくは現状維持するためには最低でも 3%の労働生産性の上昇が求められる。

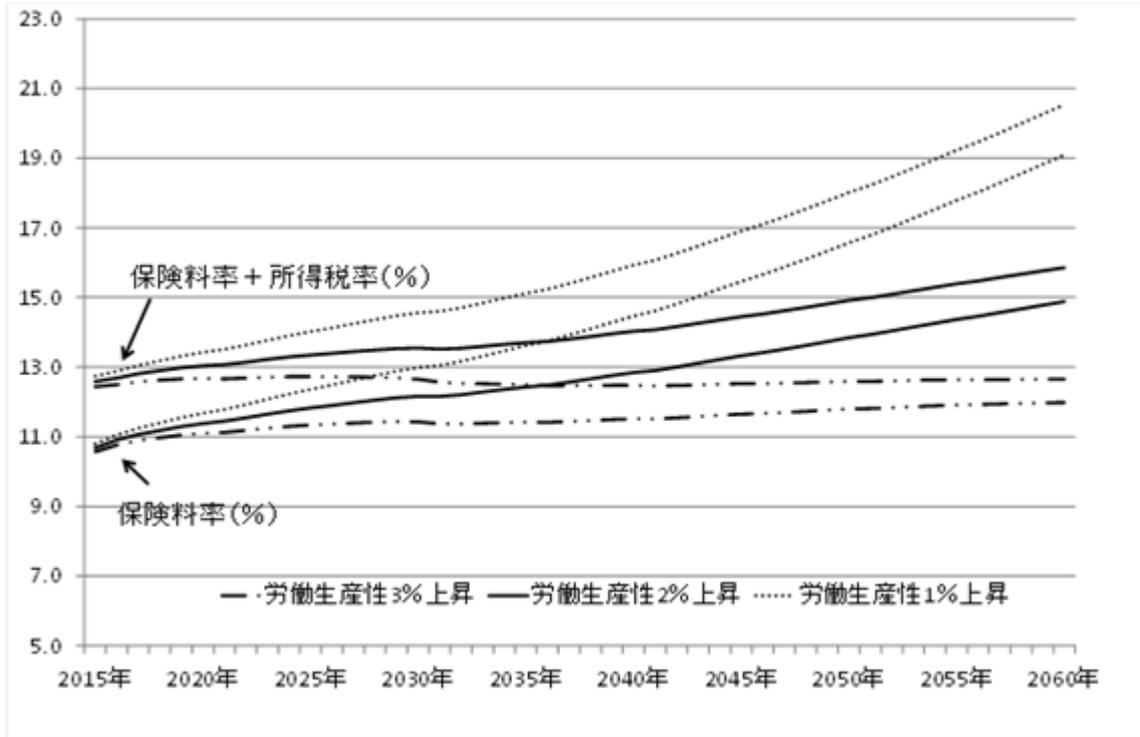
図 3-2 保険料、保険料+所得税率の推移



そこで図 3-3 は、労働参加が進展したと仮定した時の労働生産性向上率に対する保険料率、保険料率+所得税率の将来推計を表したものである。図から読み取れる特徴として、労働生産性向上率が高いほど保険料率、保険料率+所得税率ともに低いことがわかる。

保険料率で見ると、労働生産性が 1% 上昇すると、2015 年時点 10.8% から 2060 年には 19.1% に上昇する。また、労働生産性が 2% 上昇すると、2015 年時点 10.7% から 2060 年には 14.9% に上昇する。さらに、労働生産性が 3% 上昇すると、2015 年時点 10.6% から 2060 年には 12.0% へ上昇することがわかる。次に、保険料率+所得税率で見ると、労働生産性が 1% 上昇すると、2015 年時点 12.7% から、2060 年には、20.5% に上昇する。また、労働生産性が 2% 上昇すると、2015 年時点 12.6% から、2060 年には 15.9% へと上昇する。さらに、労働生産性が 3% 上昇すると、12.4% から 2060 年には 12.7% へと上昇するが上昇率の差がほとんどないことがよみとれる。このことから、労働生産性が 1~2% 上昇しても、保険料率、保険料率+所得税率は今後上昇を続けることがわかる。また、労働生産性が 3% 上昇すると保険料率、保険料率+所得税率の上昇率が最小におさまることがわかる。そして図 3-2 と比較して、保険料率、保険料率+所得税率ともに労働参加が現状のままよりも、進展した場合の方が低く推移することがわかる。よって将来の保険料率、保険料率+所得税率を減少させるためには、労働参加の進展、労働生産性の向上を両立させる必要があると言える。

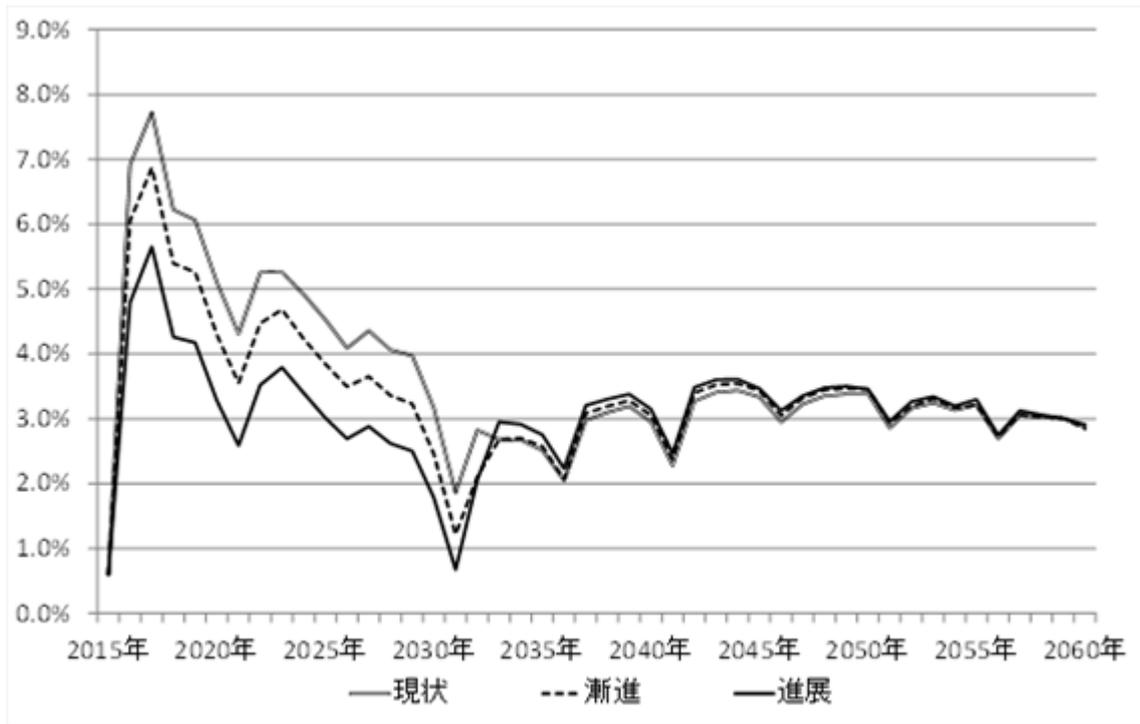
図 3-3 保険料、保険料+所得税率の推移



では保険料率+所得税率が変化せず一定の場合、労働生産性の変化率はどのような変化をみせるのだろうか。図 3-4 は 2015 年の保険料率+所得税率をベースにした現状・漸進・進展における労働生産性の変化率である。特徴として 2025 年までは変化率の値が各ケースによってばらつきがあり、2060 年に向かうにつれ安定する値に近づいている。

労働参加が現状の場合では、2017 年時点の変化率が 7.7%を超え 2060 年時点では 3%に落ち着く。漸進の場合では、2017 年時点の変化率が約 6.9%を超え 2060 年時点では現状の場合同様約 3%になる。進展の場合では、2017 年時点の変化率が約 5.6%を示し、2060 年時点では先ほどと同様約 3%になる。現状、漸進、進展 3つの場合を比較すると、労働生産性が現状、漸進、進展を順に変化率が高く負担が多くかかることがわかる。さらに 2060 年に値が一定になることから、保険料率+所得税率を一定にするためには労働生産性の変化率を約 3%にする必要があり、この値を政府が設定する労働生産性変化率の目標値にする。2060 年に変化率を約 3%と一定させるために、2025 年までは労働生産性を上げるために負担がかかってしまい、大幅な変化率の上昇は仕方ないと考えられる。

図 3-4 労働生産性の変化率の推移



第4章 第三の道 ～幸せを実感する社会へ～

第1節 既存の設備投資促進税制

第二章で述べたように、就業率を向上させることで就業者一人あたりの社会保障費負担の軽減は困難であり、限界があることがわかった。そこで第三の道としては、労働生産性を向上させることで、労働所得に占める保険料と所得税の割合が上昇しないようにする。そうして活気あふれる幸せの実感を目指すとする。

現在政府が日本経済を再生し産業競争力を強化することを目的として行っている政策の一つに「生産性向上設備投資促進税制」がある。「生産性向上設備投資促進税制」とは、アベノミクスの成長戦略「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）において掲げられた民間設備投資の目標を達成すべく、生産性向上に資する質の高い設備投資を後押しするために創設された投資減税制度である。この制度は利用出来る業種や企業規範に制限はなく、対象となる設備は生産等設備を構成するものであること、最低取得価額要件を満たしていること、国内への投資であること、中古資産・貸付資産でないこと等となっている。

対象とする設備の違いにより、「A類型：先端設備」と「B類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に分けられている。A類型の特徴は設備単品ごとに簡易に申請できることであるが、対象設備の範囲は機械装置すべてが対象となる一方、工具・器具備品・建物・建物附属設備では用途・細目が規定されている。A類型は、最新モデルかつ年平均1%以上の生産性向上が見込まれる設備が対象となり、工業会等業界団体から設備の要件を満たす旨の証明を受ける必要がある。一方B類型の特徴は、対象設備の範囲が極めて広いことが特徴で、機械装置・工具・器具備品・建物・建物附属設備・構築物・ソフトウェアの各設備については用途・細目に制限はなく、すべてが対象範囲に含まれる。B類型は、投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業等は5%以上）となる設備が対象となり、経済産業局から確認を受けることが必要である⁴。

この税制は、設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、現状で63兆円の民間投資を7兆円高め、リーマンショック前の民間投資の水準（年間約70兆円）に回復させることを目指すとしている⁵。税制措置については、即時償却（投資初年度に設備投資の全額を損金算入できる制度）または最大5%の税額控除（中小企業では最大10%）が選択適用

⁴ 投資利益率は「営業利益+減価償却費」の増加額（設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額）を設備投資額（初期投資の取得原価）で除することにより算出される。（ニッセイ基礎研究所レポート 2014/08/07）

⁵ 年間70兆円は2007年度までの5年間平均の金額から設定されている。

できる⁶。どの程度の減税規模となるかは公表されていないが、仮に設備投資増加目標の7兆円すべてに対して税額控除5%が適用されたとした場合、その金額は年3,500億円と試算できる。

「生産性向上設備投資促進税制」の運用実績は経済産業省が2014年7月18日に発表しており、A類型とB類型に分けてみていく。まずA類型は、業界団体による証明書発行件数が2014年1月から6月までの期間で19,240件であった。投資総額は公表されていないため、設備種類別に平均的な価格を想定したうえで算出すると2554億円であった。B類型は、運用実績が公表されており、経済産業省による確認書発行件数が2014年1月から6月までで828件であり、投資総額は1.4兆円であった⁷。

上記の運用実績のように、生産性向上に資する質の高い設備投資を後押しするために創設された「生産性向上設備投資促進税制」は、設備投資を促すという面では効果が現れていると言える。

第2節 新たな租税制度 「労働生産性向上促進税制」

前節で「生産性向上設備投資促進税制」は設備投資を促すという面では効果が現れていることがわかった。しかし、設備投資を促すことが生産性（労働生産性）の向上に直結するのかわかでない。たしかに、「生産性向上設備投資促進税制」では、工業会等業界団体101団体あるいは経済産業局による選定により、付加価値の生成に結び付くと期待される設備投資のみに対象が限定されているが、あくまで投資計画から予測される見通しにすぎず、実際に付加価値の生成や生産性向上がもたらされる保証はない。

設備投資に対して税額控除を行うだけでは、投資段階で見込んだほどには労働生産性が向上しなくてもよいことになる。重要なのは、設備投資を促して間接的に生産性の向上を期待することではなく、企業の生産性向上意欲に直接働きかけることである。

そこで本稿では、設備投資を増加させる企業に税額控除するのではなく、企業の労働生産性が向上すると税額控除するという税制（「労働生産性向上促進税制」）の創設を政策提言とする。

現在の「生産性向上設備投資促進税制」は企業の設備投資が生産性向上をもたらすという期待のもとに税額控除を行っているだけであるので、これは廃止する。その代わりに、労働生産性が向上すれば法人税が減税されるという直接的な動機づけを行うことで、労働生産性が向上するような設備投資や事業、施策に企業がおのずから取り組む環境を作り、とにもかくにもその企業の労働生産性が向上すれば税額控除を行うという仕組みを作る。

政府は労働生産性上昇率の目標を決定し、その目標を上回っていると税額控除を行うとする。企業の労働生産性上昇率は、対前年比労働生産性を用いるとする。対前年比で労働生産性が政府の決定する目標を上回っていると税額控除を行うとする。政府の目標を下回ってしまった場合には罰則（マイナスの税額控除）は行わず、助言や勧告などにとどめる。

具体的な控除額の算定方法は、各企業の粗付加価値額と就業者数を用いて、各企業の労働生産性上昇率が政府の目標を上回っていると控除を行い、下回ると控除は行わないとす

⁶ これらは時限的措置となっており、産業競争力強化法施行日(2014年1月20日)から2016年3月31日までは即時償却か税額控除5%（ただし建物・構造物は3%）の選択制だが、2016年4月1日以降は特別償却50%（ただし建物・構造物は25%）か税額控除4%（ただし建物・構造物は2%）の選択制になる予定である。

⁷ 設備種類別の平均的な価格とは機械装置は2,000万円、工具器具備品および建物・付属設備は300万円、ソフトウェアは500万円（百嶋（2014））

る。すなわち、算定式は以下の通りである。

$$\text{控除額} = \rho \times \max \left\{ \frac{Y_t}{L_t} - \frac{Y_{t-1}}{L_{t-1}} (1 + \varepsilon), 0 \right\} \times L_t$$

ただし、 Y_t はある企業の t 期の粗付加価値額、 L_t は就業者数、 ε は労働生産性上昇率の政府目標、 ρ は控除割合である。

政府の労働生産性上昇率の目標は、短期的な経済状況の変動にかかわらず中長期的に固定された目標を設定するものとする。2008年に起こったリーマンショックなどの経済不況の時期に救済措置として目標を一時的に低くすると、翌年以降に緩い基準で控除してしまうことになるからである。

目標設定の一つの目安として、本稿では、将来の労働所得に占める保険料と所得税の割合が上昇しないような労働生産性上昇率を採用することを提案したい。前章の分析では、その値は約3%となる。前章の分析の結果によると、労働参加が進展するシナリオのもとでは、労働生産性上昇率が約1%の場合では2015年以降は保険料率が上昇し続ける。労働生産性上昇率が約2%になると上昇のペースは和らぐが、上昇の一途をたどることに変わりはない。労働生産性上昇率が約3%以上の場合であると、2060年まで就業者数が減少していくにも関わらず、将来の労働所得に占める保険料と所得税の割合の上昇が抑制されることがわかった。

ただし、これは将来的に女性や高齢者の就業率が高まるという前提の下での推計である。政府による就業促進策が功を奏さない場合には、必要となる労働生産性上昇率はより高くなる。

労働参加が現状のままのシナリオのもとでは、労働生産性上昇率が約3%であったとしても、将来の労働所得に占める保険料と所得税の割合は上昇していくことがわかっている。政府の労働生産性上昇率の目標を約3%とするには、労働参加が進展するような政策を着実に実施していくことが求められる。

最後に、「労働生産性向上促進税制」の実現可能性を検証するために、必要な減税額について検討を行う。

「労働生産性向上促進税制」の実施により、どの程度の減税が必要となるかは、労働生産性上昇率の政府目標や控除割合をどの程度に設定するか、また、減税の実施が労働生産性上昇率にもたらす政策効果（各企業の努力による労働生産性上昇率の上積み分）の大きさにより異なる。以下では、ある一定の仮定のもとに、内閣府『国民経済計算確報』の経済活動別統計を用いて、大まかな必要減税額について推計する。

推計において、控除割合は50%（ $\rho = 0.5$ ）と想定した。政府が決定する労働生産性上昇率の目標は分析で示した将来の労働所得に占める保険料と所得税の割合が上昇しないような3%と設定する。

また、法人税の課税ベースにかかる法人税率は、法人所得が800万円超の法人に適用される税率（基本税率=25.5%）とし、全体の控除総額に基本税率をかけた分が必要となる減税額であるとした。すなわち、

$$\text{必要減税額} = \text{控除額} \times \text{法人税率（基本税率）}$$

として必要減税額を推計した。実際には、中小法人や協同組合等・公益法人に対しては軽減された法人税率がかかるので、本稿で推計される必要減税額はやや高く見積もられることになる。

減税を実施することで労働生産性上昇率にもたらす政策効果（各企業の努力による労働生産性上昇率の上積み分）がどれくらい生じるかは現時点では不明であるので、必要な減税額も幅を持って算出する必要がある。政策効果により全体の労働生産性上昇率が高まるほど、政府の目標を達成する企業が増加して全体の控除額が増加し、結果的に必要減税額

の増加も予想される。すなわち、減税前の労働生産性上昇率を g 、労働生産性上昇率の政府目標を ε 、減税による政策効果を Δg とすると、控除額は、

$$\begin{aligned} \text{控除額} &= \rho \times \max \left\{ \frac{Y_{t-1}}{L_{t-1}} (1 + g + \Delta g) - \frac{Y_{t-1}}{L_{t-1}} (1 + \varepsilon), 0 \right\} \times L_t \\ &= \rho \times \max \left\{ \frac{Y_{t-1}}{L_{t-1}} (g + \Delta g - \varepsilon), 0 \right\} \times L_t \end{aligned}$$

となり、 $g + \Delta g > \varepsilon$ を満たす企業が控除を受けることになる。政策効果 (Δg) の大きさが不明であるため、推計では、政府目標と政策効果の差 ($\varepsilon - \Delta g$) を1～4%の1%刻みで設定して、それぞれの場合の控除額および必要減税額を求めた⁸。

まず、内閣府『国民経済計算確報（2012年度確報）』の経済活動別統計を用いて、各年について産業別名目GDPを産業別就業者数で除すことで、合計23産業別の労働生産性を算定する。これを控除額の算定式に当てはめて産業別の控除額を求め、それに法人税率（25.5%）を掛け合わせて各年の必要減税額を求めた。得られた必要減税額は景気変動等の影響により年によって増減があるため、2012年から過去10年間の必要減税額の平均値を求め、それを代表値とした。

表4-1は、政府目標と政策効果をさまざまに設定した場合の過去10年間の必要減税額を示している。

表4-1 「労働生産性向上促進税制」の必要減税額の推計値（億円）

		政策効果			
		0%	1%	2%	3%
政府 目標	1%	5,963	8,403	11,352	14,971
	2%	4,193	5,963	8,403	11,352
	3%	3,101	4,193	5,963	8,403
	4%	2,415	3,101	4,193	5,963

表4-1から明らかなように、同じ政策効果である場合は、政策目標が高くなるにつれて必要減税額が減少していく。また同じ政策目標である場合では、政策効果が高く作用するにつれて必要減税額が増加していくことがわかる。

本稿の分析で明らかになったように、将来の保険料率と所得税率の上昇を抑制するために必要な労働生産性上昇率は約3%程度である。たとえばこれを政府目標とした場合、政策効果が全くないときには必要控除額は3,101億円、政策効果が1%のときには4,193億円となり、仮に政策効果が3%であるときには8,403億円と、政策効果がない場合の2.7倍の減税が必要となる⁹。

「労働生産性向上促進税制」で政府の目標である労働生産性上昇率を3%としたときの必要減税額は、政策効果が1%であれば4,193億円、2%であれば5,963億円、3%であれば8,403億円と、前節で試算した「生産性向上設備投資促進税制」における必要な減税額3,500億円よりも多い。「労働生産性向上促進税制」実施のためには既存の促進税制廃止だけでは財源不足であるため、その他の財源確保が必要である。一番の候補は、現在検討されている法人税率引き下げや租税特別措置の見直しと一体化して、法人税見直しの一環の中で財源確保を行うことである。形骸化されている租税特別措置も多いとされ、その廃

⁸ たとえば政府の目標が3%であり政策効果が仮に1%あるとすれば、政策目標と政策効果の差は2%であり、その際の控除額および減税額は、政府目標が2%で政策効果が0%の場合と等しいと仮定して推計を行っていることになる。

⁹ ただし、表4-1の推計では控除割合を50%と想定している点には注意が必要である。控除割合を高く設定するほど必要減税額が比例的に多くなるだけでなく、政策効果がより強まる分だけ控除対象となる企業がより多くなると考えられるので、必要減税額は累進的に多くなると思われる。

止により財源確保は十分可能であろう。また、法人すべてに恩恵を与える法人税率引き下げよりも、「労働生産性向上促進税制」導入により付加価値の生成や労働生産性向上に寄与した法人に報酬を与える方が実りは多いと考えられる。

おわりに

本稿では、少子化、就業率、労働生産性という3つの視点から、少子高齢化がもたらす諸問題を解消する手立てについてそれぞれ検討を行った。

社会保障制度を支えるための第一の道として、少子化解消の可能性について先行研究を基に検討した。佐藤（2008）が指摘するように、日本のような超少子化の国の根底には、性・生殖に対するネガティブな態度、文化、社会制度が横たわっている。実際、日本のこれまでの少子化対策がなかなか効果を発揮しておらず、少子化の解消によって問題を解決するという、第一の道は非常に困難な道のみになるものと考えられる。

第二の道として、就業率を向上させて社会保障費負担の支え手を増やすという解決策について JILPT（2014）の就業率の将来推計と社人研の将来推計人口に基づき検討した。就業率の向上には限界があるため、仮に就業率向上が実現しても将来人口自体が減少するにつれて将来の就業者数は減少していく。就業率を向上させることで就業者一人当たりの社会保障費負担の軽減を実現させることは困難であり、第二の道も閉ざされていることが明らかとなった。

第三の道として検討したのは、労働生産性向上による問題解消の可能性である。労働生産性上昇率を政策パラメータとした政策シミュレーションの分析結果によると、将来の保険料率と所得税率を減少させるためには、女性・高齢者を中心とした労働参加の進展と、年率3%程度の労働生産性向上の両立が鍵となることが分かった。

さらに本稿では、第三の道である労働生産性向上を実現するための具体的施策について検討した。現在政府が行っている「生産性向上設備投資促進税制」は、設備投資という生産性向上の一つのプロセスに対して減税を行っており、実際に生産性の向上に結び付くのかは定かではない。本稿では、「生産性向上設備投資促進税制」を廃止するとともに、企業の労働生産性向上という成果に対して減税を行う仕組み（「生産性向上促進税制」）を導入することを政策提言とした。導入により生じる減税額は現行の「生産性向上設備投資促進税制」により生じている減税額よりも多くなると見込まれるが、その他の法人税改革と一体で導入することで、財源確保は十分可能であると判断した。

最後に、日本社会が少子高齢化問題にも負けず、働き手も高齢者も共に活気あふれる幸せをより実感出来る日本社会の実現を望んでいる。そのために、本稿で述べたことが、現状の日本社会を改善し、よりよい社会が実現されるための一助となることを期待している。

先行研究・参考文献・データ出典

《主要参考文献》

- ・ 泉眞樹子（2013）「少子高齢化と社会保障制度—「社会保障と税の一体改革」とその背景」, 『調査と情報』第 769 号。
- ・ 櫻井宏二郎（2009）「労働供給, 労働需要, 技術進歩と経済成長」（深尾京司編『マクロ経済と産業構造』慶応義塾大学出版会）
- ・ 佐藤龍三郎（2008）「日本の「超少子化」—その原因と政策対応をめぐって—」『人口問題研究』第 64 巻第 2 号
- ・ 鈴木亘・増島稔・白石浩介・森重彰浩（2012）「社会保障を通じた世代別の受益と負担」ESRI Discussion Paper Series No.281
- ・ 伊達雄高・清水谷諭（2005）「日本の出生率の低下の要因分析：実証研究サーベイと政策的含意の検討」『経済分析』第 176 号
- ・ 津谷典子（2004）「少子化の社会経済的要因：国際比較の視点から」『学術の動向』第 9 巻 7 号
- ・ 百嶋徹（2014）「顕著な政策効果を発揮するアベノミクスの設備投資減税政策—「生産性向上設備投資促進税制」の考察」「基礎研レポート」2014-08-07
- ・ 労働政策研究・研修機構(JILPT)（2014）「労働力需給の推計—労働力需給モデル（2013 年度版）による政策シミュレーション—」

《データ出典》

- 厚生労働省「第 21 回完全生命表」
- 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」
- 厚生労働省「平成 23 年度介護給付費実態調査」
- 厚生労働省「平成 23 年度介護保険事業状況報告」
- 厚生労働省「平成 26 年財政検証」バックデータ
- 厚生労働省「平成 24 年度厚生年金保険・国民年金事業年報」
- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」
- 国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査」
- 国立社会保障・人口問題研究所「平成 23 年度社会保障費用統計」
- 総務省「平成 22 年国勢調査」
- 総務省「人口推計」（各年版）
- 総務省「労働力調査」（各年版）
- 総務省「平成 24 年家計調査」
- 内閣官房「医療・介護に係る長期推計」バックデータ
- 内閣府「国民経済計算確報（2012 年度確報）」